

投資奨励委員会事務局規約 「投資奨励に関する期間設定変更 (No. 1/2549)」

2006 年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

投資奨励委員会事務局規約

No.1/2549

件名：投資奨励に関する期間設定変更

.....

より迅速且つ効率を上げるため、投資奨励に関する期間設定の変更を妥当とみなし、事務局が投資奨励委員会より付与された仏暦 2520 年投資奨励法第 13 条による権限に基づき、投資奨励委員会事務局規約 No.1/2547 仏暦 2547 年 9 月 22 日付 件名投資奨励に関する期間設定の以下の条項を廃止する。

1. 奨励申請
2. 認可回答及び奨励証発給提出書類期間の延長
3. 奨励証の発給
4. 機械輸入期間の延長
5. 原材料輸入期間の延長

以下を代用するものとする。

奨励申請

1. 奨励申請の規模が投資額 100 万～4000 万パーツに関しては事務局が審議権限を持ち 40 日営業日以内に審議される。(書類に漏れない事業のみ) 奨励申請の規模が投資額 4000 万パーツ以上に関しては小委員会が審議権限を持ち 60 日営業日以内に審議される。審議権限が投資奨励委員会にある場合は 90 日営業日以内に審議される。

2. 審査の際に提出しなければならない書類は次の通りである。
 - 2.1 記載漏れのない奨励申請書 2部 各ケースによる。
 - 2.1.1 奨励申請書(F PA PP 01)
 - 2.1.2 移転に伴う奨励申請 (F PA PP 02)
 - 2.1.3 事業業種のみ奨励申請(F PA PP 03,F PA PP 04)
 - 2.2 土地及び運転資金を含まない投資額が 5 億バーツを超える事業の奨励申請に関しては仏暦 2534 年 11 月 1 日付事務局布告に従い、実施計画書を添付しなければならない。
 - 2.3 事務局より指示された各事業の追加書類及び証書
3. 奨励申請者は、投資奨励委員会事務局総務部権利恩典担当 1-5、地方投資奨励経済センター、または海外事務所に申請を提出のこと。
4. 詳細については、投資奨励委員会事務局総務部権利恩典担当 1-5 に問合せのこと。

認可回答及び奨励証発給書類提出期間の延長

1. 事務局は認可回答を奨励 1 回目及び 2 回目は 3 日営業日以内、3 回目は 7 日営業日以内に延長する。申請受理日より数えることとする。
2. 事務局は励証発給提出書期間を 1 回目及び 2 回目は 3 日営業日以内、3 回目は 7 日営業日以内に延長する。申請受理日より数えることとする。
3. 奨励申請者は、投資奨励委員会事務局事務局秘書部奨励証課に提出すること。
4. 詳細については、投資奨励委員会事務局事務局秘書部奨励証課に問合せのこと。

奨励証の発給

1. 奨励証の発給は認可回答及び奨励発給書類提出後、書類に漏れがない場合は受理日から数えて、10日営業日以内に発給する。
2. 奨励証の改正発給の場合は5日営業日以内に、訂正事項添付があり、書類に漏れがない場合は1日営業日以内に発給する。
3. 審議の際に必要な提出書類は次の通りである。
 - 2.1 奨励証発給申請用紙 (F OS CT 08)記載事項に漏れないこと
 - 2.2 登記簿謄本
 - 2.3 増資登記簿謄本 (増資の場合)
 - 2.4 登記証明書
 - 2.5 会社株式投機事務の保証書
 - 2.6 登記事務所が証明した株主リスト及び国籍
 - 2.7 海外からの資金送金を証明する書類 (外国資本がある場合)
 - 2.8 合弁事業契約、援助契約、技術援助契約 (ある場合)
 - 2.9 記入済み必要インフラ、人材調査票
4. 奨励申請者は、投資奨励委員会事務局事務局秘書課に提出すること。
5. 詳細については、投資奨励委員会事務局事務局秘書課に問合せのこと。

機械輸入期間の延長

1. 事務局は一般機械の輸入期間の延長を申請受理日より数えて45日営業日以内、金型については20日営業日以内に審議することとする。
2. 審議の際に必要な提出書類は次の通りである。

遡っての機械輸入期間延長申請

会社からの遡っての機械輸入期間延長要望書。

機械輸入期間及び稼動開始の延長申請用紙 (F IN EM 02) 1部 記載漏れがないこと。

第一回目の機械輸入書のコピー

一般機械輸入期間延長、電子製品部品製造機械、電子製品製造機械、金型のどれかに当てはまる場合。

会社からの機械輸入期間延長要望書

機械輸入期間及び稼動開始の延長申請用紙 (F INEM 02) 1部

研究・開発または環境汚染排除・防止のための機械輸入期間延長

会社からの機械輸入期間延長要望書

機械輸入期間及び稼動開始の延長申請用紙 (F IN EM 02) 1部 記載漏れがないこと。

研究・開発または環境汚染排除・防止の詳細

一般機械輸入期間延長で、仏暦 2545 年 10 月 1 日以前に申請を行っており、土地や運転資金を含めない投資額が 5 億バーツ以上の事業計画については、

2.4.1 会社からの機械輸入期間延長要望書

2.4.2 機械輸入期間及び稼動開始の延長申請用紙 (F IN EM 02) 1部 記載漏れがないこと。

2.4.3 機械輸入期間を延長しなければならない理由の詳細。

3. 奨励申請者は、投資奨励委員会事務局総務部権利恩典担当 1-5 または地方投資奨励経済センターに申請を提出のこと。
4. 詳細については、投資奨励委員会事務局総務部権利恩典担当 1-5 に問い合わせのこと。

原材料輸入期間の延長

1. 事務局は第 30 条（ゾーン 3 に準じた権利恩典）原材料輸入期間の延長については 30 日営業日以内、第 36 条原材料輸入期間の延長については 20 日営業日以内に審議する。申請受理日から数え、提出書類に漏れがないこととする。
2. 審議の際に必要な提出書類は次の通りである
 - 2.1 第 30 条原材料輸入期間延長の申請
 - 2.1.1 第 30 条原材料輸入期間延長許可申請書
 - 2.1.2 第 30 条原材料輸入期間延長申請用紙(F IN ER 02)記載事項に漏れがないこと。会社が記入すべき部分のみ記入のこと。
 - 2.1.3 第 30 条前年度の原材料輸入報告用紙(F IN ER 03)記載事項に漏れがないこと
 - と 2.1.4 第 30 条必要原材料使用量報告用紙(F IN ER 04)記載事項に漏れがないこと。
 - 2.1.5 次年度の原材料輸入予定報告用紙(F IN ER 05)記載事項に漏れがないこと
 - 2.1.6 最初の奨励証のコピー
 - 2.1.7 第 30 条の最新の奨励証のコピー（2 回目以降の申請の場合）
 - 2.2 第 36 条原材料輸入期間延長の申請
 - 2.2.1 第 36 条原材料輸入期間延長許可申請書
 - 2.2.2 第 36 条原材料輸入期間延長申請用紙(F IN ER 06)記載事項に漏れがないこと。会社が記入すべき部分のみ記入のこと。
 - 2.2.3 前年度の原材料輸入報告用紙(F IN ER 10)記載事項に漏れがないこと。
 - 2.2.4 原材料情報の報告(MML)
 - 2.2.5 最後の発注書類のコピー（1 回目の申請のみ）
 - 2.2.6 最初の奨励証のコピーまたは第 36 条の最新の奨励証のコピー（2 回目以降の申請の場合）
3. 奨励申請者は、投資奨励委員会事務局総務部権利恩典担当 1-5 または地方投資奨励経済センターに申請を提出のこと。
4. 詳細については、投資奨励委員会事務局総務部権利恩典担当 1-5 に問合せのこと。

仏暦 2549 年 8 月 11 日 布告

ヒランヤ・スジナイ

副代表

投資奨励委員会代表代行